

黒石市教育委員会訓令第4号

黒石市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月2日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

黒石市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程（昭和42年黒石市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

様式第16号の3中

「 休業に係る子との養子縁組を解消した（養子縁組の取消しを含む）

休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

を

「 休業に係る子との養子縁組を解消した

休業に係る子との養子縁組が取り消された

休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した

休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された

に改める。

附 則

この訓令は、発令の日から施行し、改正後の黒石市立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の規定は、平成29年1月1日から適用する。